

的外

みのる法律事務所
令和6年10月第414号



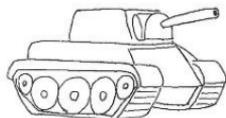
みのる法律事務所
弁護士 千田 寛
〒021-0853
岩手県一関市字相去57番地5
TEL:0191-23-8960
FAX:0191-23-8950

いなべん だべんく
田舎弁護士の駄弁句

173



正義より 不正義だって 平和がいい
忘れないでね 強面の方



令和6(2024)年10月1日
あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

5度目の挑戦でやっと首相になれそうな石破さん！オメデトウございます。
これだけは忘れないで下さい。「正義の戦争より不正義でも平和がいいのです」という庶民の声を。

かつて、あなたの書いた『日本人のための集団的自衛権入門』（2014年2月20日発行、発行所：株式会社新潮社）という本に対し、私は『石破茂氏の日本人のための集団的自衛権入門に対する反論』（2014年4月25日発行）という駄弁本を出しました。忙しくなるでしょうが、目を通して下さい。

あなたは、あの本で「必要があれば戦争をやる」と言い、私は、「日本国憲法は必要なら戦争してもよいなどとは言っていない」と主張しました。

あなたは、「誰もが笑える日本にしたい」と記者会見で述べていましたが、戦争になったら、誰も笑えなくなることを肝に銘じておいて下さい。「自衛」と言おうと、「防衛」と言おうと、戦争になったら、誰も笑えなくなることは間違いないのです。戦争はどのような理屈を付けようともしてはならないのです。それが日本国憲法の理念です。それを守るのは、首相の最大の役割です。

顔と理屈がどんなに強くとも、戦力をどんなに増強しても、戦争になったら国民の生命と自由は失われることを一時も忘れてもらいたくないのです。戦後、日本が戦争に巻き込まれないように守り抜いた憲法9条は死守して下さい。それに反する言動に及んだら、すぐに辞任して下さい。

政治家や 法律などに ^{まか}任せずに

気持ちで決める 自分の生き方

令和6(2024)年10月1日
あおぞらうきよのすて
青空浮世乃捨

国の命令でも、人殺しをするために戦場には行かせません。法律がどう決めているのが、法定相続に^{こたわ}拘って相続問題で^{ほうていとうそう}法廷闘争などにはさせたくありません。

そんな思いで『円満相続をしてあげたいのです』というキャッチコピー(宣伝文句)を^{かか}掲げ、円満相続をしてあげて^{たど}ることを天職にしたという思いに^{たど}辿り着きました。

このキャッチコピーを実現するために『円満相続をしてあげたいのです』というシリーズの駄弁本を8冊書きました。今は続編を書いています。どれも読んでほしいのですが、駄弁本を読む時間はないと思いますので、せめて今書いている駄弁本の「まえがき」だけでも読んでほしいのです。そんな思いで、今書いている駄弁本の「まえがき」を後に転載します。

相続に関する法律の規定を参考にして、円満相続することは大いに結構なのですが、法律の規定に^{こたわ}拘り過ぎて、法廷闘争になることは回避させたいという内容です。

相続問題は、遺産をやる人ともらう人の「やります」「もらいます」、「ください」「あげます」という気持ちの一致で成立する贈与契約で決めることを勧めます。法定相続、つまり法律の規定に拘り過ぎないで、やる人ともらう人の気持ちの一致で決めてあげたいのです。

円満相続をしてあげるためには、遺産を残す人が生きていううちに、やる人ともらう人の気持ちを一致させて財産の行方を決めてしまい、もし決めないまま亡くなってしまったら、もらう立場の人の気持ちを一致させてあげて、遺産分割協議を成立させてあげることが大事であると確信しています。

今、知らせたいこと（新刊書の御案内） －法定相続より死因贈与契約を－

最近発行した本は、どれも『円満相続してあげたいのです』というキャッチコピー（宣伝文句）を実現するために役立つような内容となっています。円満相続をしてあげることに特化^{とっか}、つまり、そのことに重点をしばり込み、専門的な仕事としたいという思いに辿^{たど}り着^ついた身としては、まず円満相続してあげられるようになりたいとの思いで、そのためにはどうしたらよいかを勉強をしているのです。

只今書いている駄弁本は、『これだけは知らせたい相続問題の解決方法－法定相続と贈与契約－』という少々長いタイトルの本です。円満相続をしてあげるためには、法律の規定だけに拘^こり過ぎ^{だわ}ないで、やる人ともらう人の気持ちの一致で決める贈与契約が最良の方法だと気付いたのです。そのことを知らせたいという本です。

その本で知らせたいのは、相続問題を円満解決してあげるためには、相続に関する法律の規定を利用することも大事ですが、遺産を残す人と、遺産をもらう人の気持ちの一致で決める死因贈与契約を利用することが大事だということに尽きるのですが、死因贈与契約のことを知らない人が多いのです。死因贈与契約を世の中に広めたいのです。死因贈与契約は、遺言書より簡単で有効な方法です。

今書いている本の「まえがき－法律と気持ち－」を読んでもらえれば、今知らせたいことは分かって戴けると思います。『円満相続をしてあげたいのです』シリーズの『法定相続と贈与契約』の「まえがき－法律と気持ち－」を転載します。これだけでも読んで戴ければ、法律の規定に拘^こり過ぎ^{だわ}ないでやる人の気持ちと、もらう人の気持ちの一致で決める贈与契約の大事さは分かってもらえるものと確信しています。法律の規定より気持ちの方が大事であることを知ってほしいのです。まず、「まえがき－法律と気持ち－」をお読み下さい。

まえがき

－法律と気持ち－

『人生は、いまの一瞬を、まわりの人といっしょに、楽しみ尽くすのみです』という『いなべんの哲学』(2018年11月3日発行)という駄弁本を書いてから、約6年となりました。年々、この考え方は、より強くなっています。

戦争は、この哲学に最も反するものであり、「戦争絶対反対」は、あらゆる機会をとらえて言い続けなければならないという思いは強くなるばかりです。ですが、いつも世界中のどこかで、戦争は続いています。国と国とが武力を使って殺し合う戦争を国家が行っている現実を見ていると、国家とか法律とかに疑問を感じてしまいます。国家や法律の存在を否定したくすることさえあるのです。

『いなべんの哲学』を身近で実践したいとの思いで、『円満相続をしてあげたいのです』という駄弁本シリーズを発行しています。最も身近な親族が血で血を洗うような相続問題を巡る法廷闘争を止めさせたいのです。

『いなべんの哲学』を実現するためには、マクロ(巨視的)な世界では戦争をさせないということが一番大事なことです。ミクロ(個別的)な身近な世界では、相続争いをさせないことが大事であると確信しています。「戦争」と「相続争い」をさせないようにすることが、『いなべんの哲学』の実践だと確信しています。哲学は実際に行わなければ意味がありません。

戦争は、国がやることではありますが、国の主権者は国民です。国民一人ひとりの「戦争反対」の声の大きさが、戦争をさせないためには絶対不可欠なのです。いつの間にやら、国民が戦争を後押しするようになっていたなどということにならないようにしたいものです。

国民一人ひとりが政治家や官僚などに任せきりにしないで、自分の考えで、自分の行動で戦争の方向に国家が歩むことのないように、いつでも注意していなければならないのです。政治家や官僚が、戦争に向かうような動きがあったらすぐに阻止しなければなりません。そのために、自分の

きることはすぐに実際にやらなければならないのです。

相続問題は、法廷闘争をし、親子兄弟関係が断絶するなどということのないようにするためには、相続問題を国家や法律によって解決してもらうなどという考え方はやめて、自分の考えで親子兄弟間の気持ちを歩み寄らせて解決しなければならないのです。

そのようにさせてやるのが、『田舎弁護士の哲学』の実践なのです。そのような考えに基づき、『円満相続をしてあげたいのです』というキャッチコピー(うたい文句)を掲げて、円満相続をしてあげることを今やりたい仕事としてやっています。55年間弁護士をやらせてもらい、やっと辿り着いた今の自分の天職なのです。

この『法定相続と贈与契約』という駄弁本では、法定相続とは、どういうものなのかを見直して、相続問題は、「法律の規定に従っていればそれでよいのかどうか」を考えてみたいです。相続問題に関する法律の規定が相続争いの火種となっていないか、法定相続よりも円満相続をしてあげるためには、もっといい方法があるのではないかとということ、その具体的方法はどのような方法かなどということを考えてみたいです。

そもそも自分の生き方は自分で決めるべきで、国によって決められるものではありません。自分の財産の行方も自分の考え方で決めるべき問題です。国や法律によって決められる問題ではないと確信するに至りました。

そのような思いが確立しますと、相続問題を法律に従って決めることに疑問が生まれてきます。自分の財産の行方は、自分の気持ちで決めるべきです。自分の財産の行方は、法律によって決める法定相続によるべきではありません。自分の財産は、やる自分の気持ちと、もらう人の気持ちの一致によって決める贈与契約によるべきだという考え方に辿り着きます。

国は、民法に一編を設けて相続に関する規定を置いています。そのため国民には、「相続問題は、法律には従わなければならない」という考え方が根強くあります。相続に関する法律の規定には従わなければならないと

いう考えも生まれています。しかし、この考え方は誤解です。自分の財産の行方は、自分で決められるのです。法律の規定に従って決めなければならないという考えは間違いです。

自分の財産の行方は自分で自由に決められるのです。それが憲法以下の法律全体に流れている原則です。まずそのことを知ってもらいたいのです。このことは、自分の生き方を決めるのは自分であり、国や法律ではないことと同じことです。自分の生き方と自分の財産の行方を決めることは、その本質は同じなのです。どちらも自分の気持ちで決めるべきなのです。国や法律によって決めてもらうことではないのです。

このところは、国家と国民の関係を考える上で、根本的なことですから、しっかりと捉えてほしいのです。自分の人生は、自分で決めるもので、国家によって決めてもらうものではないのです。国が戦争に行くように命じたから、戦場に行って人殺しをして、自分も殺され自分の人生を終えるなどという生き方は、絶対にしたくないのです。自分の生き方は自分で決めます。

そのように生き方を捉えると、自分の財産の行方は自分の気持ちで決めるものであるという考え方になります。そのような考え方に基づいて、自分の財産の行方を自分で決めるにはどうしたらよいかという問題を考えなければならないのです。難しい話をしているようですがそうではありません。自分の財産の行方を自分で決めることは簡単なことです。やれば誰だってできるのです。

そのやり方は、簡単です。自分の財産の行方は、自分の人生を豊かで楽しいものとするために使い、自分の大事な人の人生を豊かで楽しいものとするために使えばいいのです。そのように心に決めたら、その通りにやればいいだけです。それ以上もそれ以下も考える必要はありません。単純明快なことなのです。

自分の財産は国の軍事力増強のためなどには、絶対に使われたくないのです。人を殺す道具などに自分の財産は使われたくないのです。自分の財

産は、人間の幸福のために使いたいのです。まず自分の幸福のために使い、大事な人の幸福のために使い、国民や人類の幸せのために使いたいのです。人殺しのためには使いたくないのです。

自分のためにどう使うべきかは、この本では詳しくは述べません。自分の人生が豊かで楽しいものとなるように使えばそれでよいのです。自分の財産を他人のために使うときのやり方は、自分で決めておかないと国の決めた民法の規定に従うことになります。つまり、自分で決めない場合には法定相続というやり方になると定めています。

法定相続は、自分の財産の行方を自分が決めなかった場合です。法定相続の前に、自分の気持ちで決める贈与契約というやり方があります。贈与契約をしてしまえば、法定相続の規定は出る幕はなくなるのです。このところを知ってほしいのです。法定相続の規定は、自分の気持ちで決める贈与契約をしていない場合に適用されるものなのです。

この本は、国の決めた法定相続によらないで、やる人ともらう人の気持ちの一致で決める贈与契約によるべきであると主張したいのです。自分の財産の行方は、法定相続という国の定めたやり方に従う前に、自分と相手の気持ちの合意で決める贈与契約をなすことによって決めるべきであるということを知らせたいのです。それを勧めたいのです。

自分の財産は、国家が定めた法律の規定に従う前に、やる人ともらう人の気持ちで決める贈与契約によるべきであるということを知ってほしいのです。相続問題は、法定相続の前に贈与契約で決められるのであり、そうすべきです。やることをやらないでしまい、法定相続で自分の財産の行方を決められるなどということは、すべきではないのです。

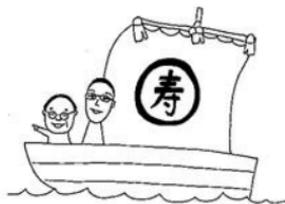
贈与契約のやり方は、やる人ともらう人の合意で決めればよいのです。やる人が「やります」と申入れ、もらう人が「もらいます」という合意に達すれば、それだけでいいのです。もらう人が「ください」と申入れ、やる人が「あげます」という合意が成立すればそれだけでいいのです。それをしておけば、法定相続などはなくていいのです。

自分の財産の行方は、自分の考えで決められるのです。国家も法律も関係がないのです。「やります」「もらいます」、「ください」「あげます」だけで、全てが済むのです。相続法が規定している法定相続人も法定相続分も関係がないのです。やる人ともらう人の気持ちの一致があれば、それだけでいいのです。法定相続人でない人にやってもいいし、法定相続分に従って分ける必要もないのです。

やる人ともらう人の気持ちの一致だけで成立するのが贈与契約です。この駄弁本は、相続問題は、法律より気持ちで決めた方がよいということを知りたいのです。国が決めた法定相続より、国民の気持ちで決めた贈与契約の方が自分の財産の行方の決め方としては、断然だんぜんいいのです。その方が法定相続に優先するのです。贈与契約は、法定相続に優先するのです。

ですが、そのことを知らない人が多いのです。そのことは意外に世の中では知られていないのです。『円満相続をしてあげたいのです』という弁護士としては、法定相続よりも贈与契約が優先するものであることをまず知らせたいのです。相続問題は、法律に従って法定相続をしなければならないという考え方は誤りあやまであることを知らせたいのです。

相続問題は、国や法律で決めるべき問題ではなく、財産をやる人ともらう人の気持ちの一致によって決めるべきことであることを強調したいのです。遺産問題の解決は、法定相続ではなく遺産にかかわる人の気持ちの歩み寄りあやまで贈与契約をなし、それでも遺産が残っていたら相続人間の気持ちを歩み寄らせて遺産分割協議書を作って、円満相続をしてあげたいのです。



令和 6(2024)年 9 月 16 日
田舎いなべん弁護士 千田 實